

椿の園（介護予防）短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご契約者に対し短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、その他、契約上ご注意いただきたい事項について次の通りご説明いたします。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 相生市社会福祉事業団
- (2) 法人所在地 兵庫県相生市矢野町真広397番地1
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL 0791-29-1208 FAX 0791-29-1209
- (4) 代表者氏名 理事長 志 茂 邦 彦
- (5) 設立年月日 平成元年4月1日

2 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (2) 延べ床面積 2,364.112㎡
- (3) 施設の周辺環境 矢野川の清流沿いの閑静な郊外に位置し、四季折々の自然の移り変わりを肌で感じることができます。又、居室内には明るい陽光がさし込み、のどかなゆとりある生活が期待できます。

3 事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定 短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日
指定 介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日
指定番号 兵庫県2874200070号
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム椿の園
- (4) 施設の所在地 兵庫県相生市矢野町真広 397 番地 1
神姫バスご利用の方
J R 山陽本線および新幹線相生駅南口より
榊・播磨科学公園都市 各行き 約 20 分
下頃バス停下車、南へ 200m
タクシー又は自家用車ご利用の方
J R 相生駅より 約 10 分
国道 2 号線若狭野・竜泉各交差点より北へ 約 3 k m
- (5) 電話番号及び FAX 番号 TEL 0791-29-1005 FAX 0791-29-1209
- (6) メールアドレス tubaki@wonder.ocn.ne.jp
- (7) 園長（管理者）氏名 立 花 裕 子
- (8) 当施設の運営方針 利用者の人格・自主性を尊重し、常に利用者の立場に立ち
介護者・家族に代わって一時的に利用者の生活を支援する。
- (9) 開設（サービス開始）年月 平成 12 年 4 月 1 日開設
- (10) 受付時間及び受入日
受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00
受入日 年中
- (11) 利用定員 8 名

4 施設利用対象者

- (1) 施設をご利用できる方は、原則として介護認定審査会において、「要介護」又は、「要支援」と認定された方が対象となります。
- (2) 利用契約書の締結時に、施設より感染症等に関する健康診断書の提出をお願いすることがあります。
このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。
- (3) 当施設では、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の利用者には、指定介護老人福祉施設サービスに準じたサービスを提供いたします。

5 居室等の概容（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	1室	16.50 m ² 一人当たり 8.25 m ²
4人部屋	14室	短期入所生活介護用・介護予防短期入所生活介護用 2室含む 522.5 m ² 1人当たり 9.33 m ²
合 計	15室	
食 堂	1ヶ所	309.65 m ²
機能訓練室	1室	40.50 m ² 〔主な設置機器〕 平行棒・起立訓練台 輪転運動機・滑車
浴 室	2室	機械浴室・一般浴室
医 務 室	1室	16.5 m ²
静 養 室	1室	16.5 m ²

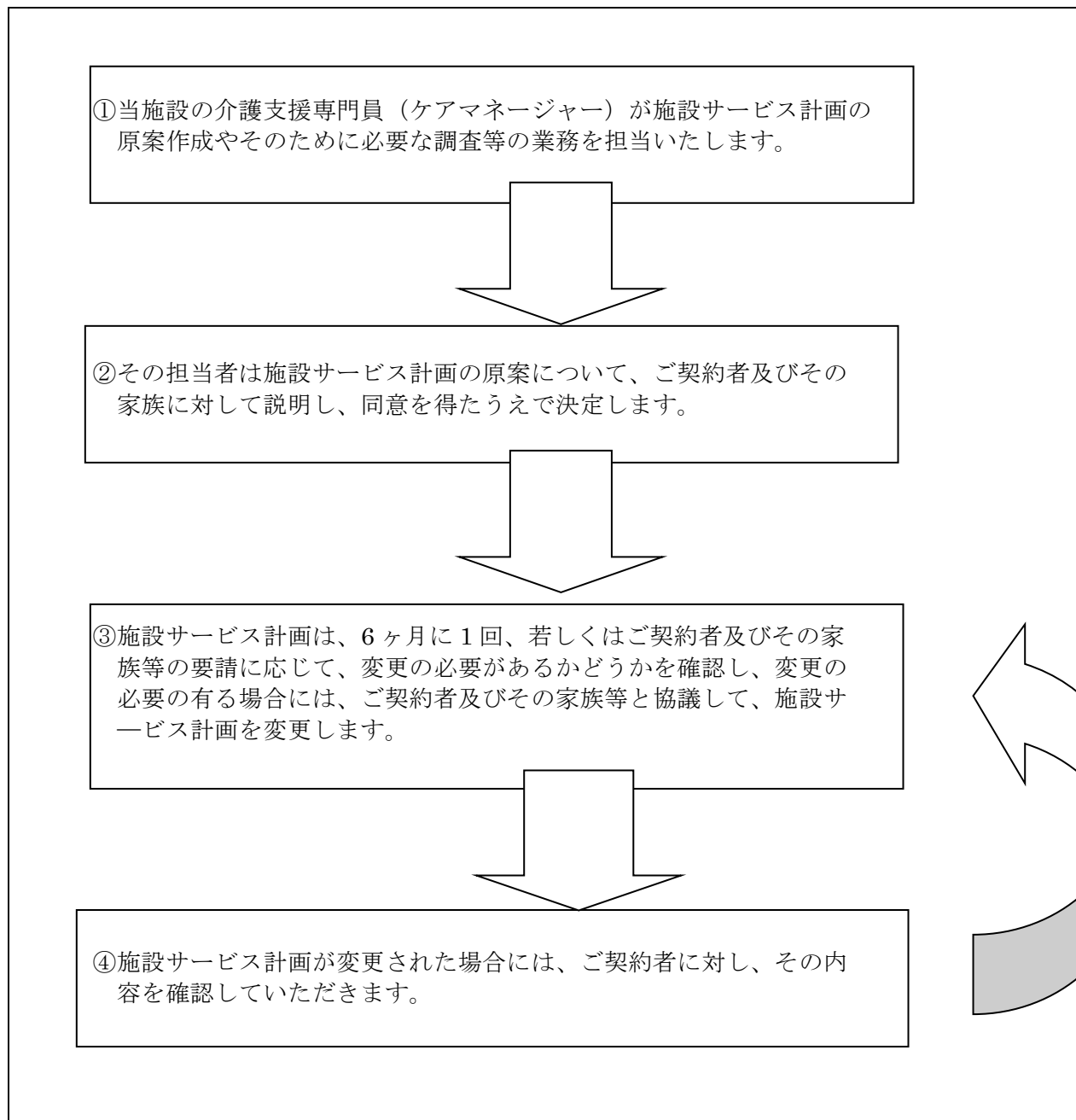
☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

6 契約締結からサービス提供までの流れ

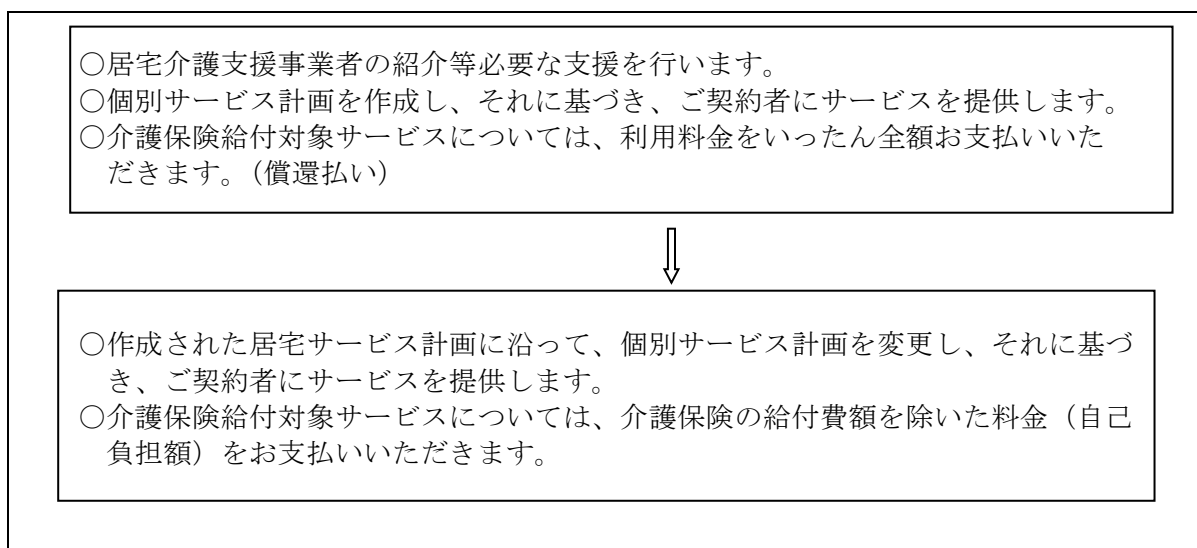
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画書に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

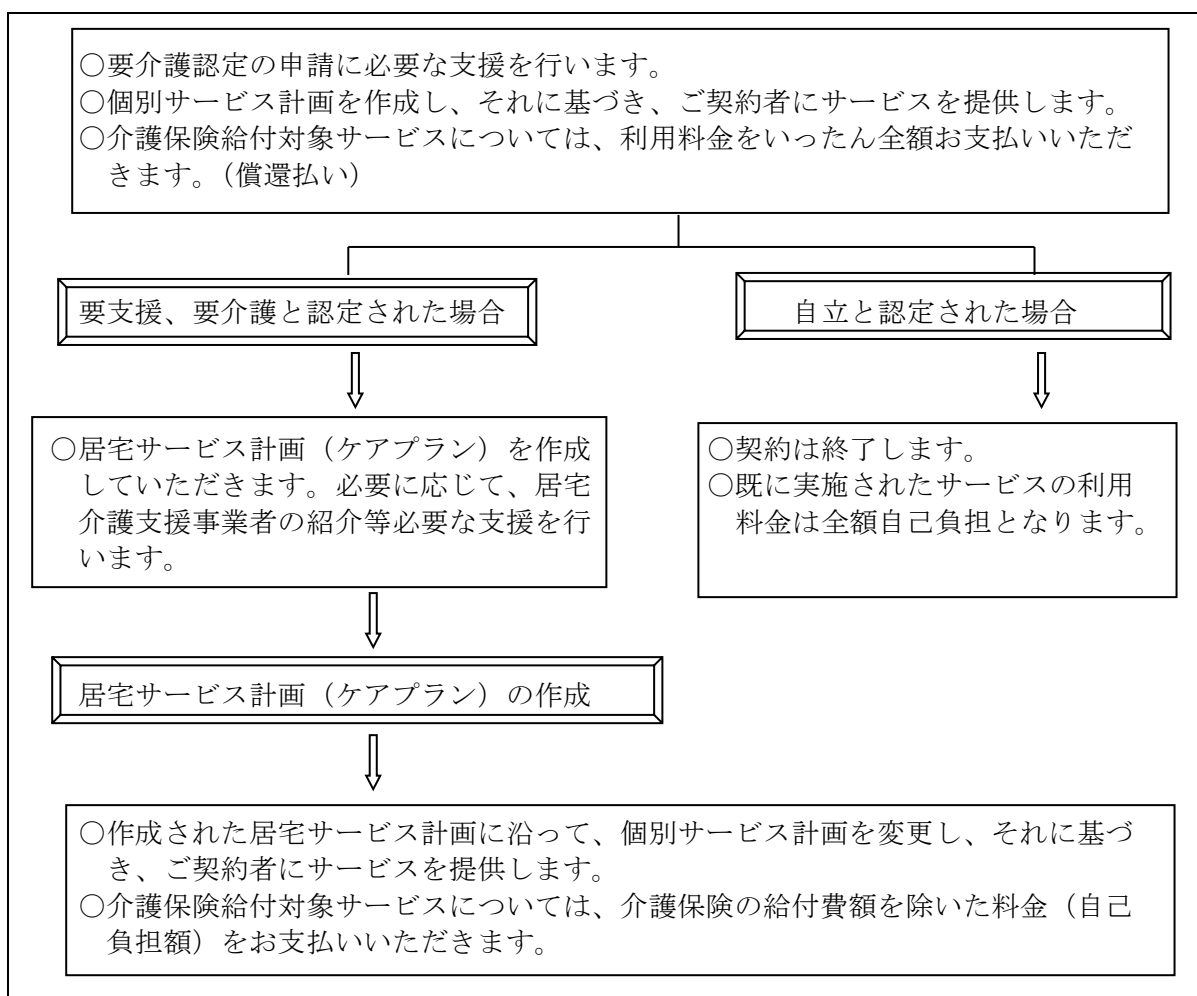


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービスの提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



7 職員配置

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業兼務）

＜主な職員の配置＞ 職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1・園長（管理者）	1	1 名
2・生活相談員	1	1 名
3・介護支援専門員	1	1 名
4・介護員（看護師）	18.6	17 名
5・看護師	3	2 名
6・管理栄養士	1	1 名
7・医師（非常勤）	0.04	1 名
8・機能訓練指導員（非常勤）	0.04	1 名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における

常勤職員の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

＜主な職員の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
生活相談員	毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 8：30～17：15
介 護 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝 ： 7：30～10：15 5名 日 中 ： 10：15～16：15 8名 夕 方 ： 16：15～19：00 6名 夜 間 ： 19：00～ 7：30 2名
看 護 師	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝 ： 7：30～10：00 1名 日 中 ： 10：00～16：15 2名 夕 方 ： 16：15～18：45 1名
機能訓練指導員	月 2 回 13：30～16：30

☆ 土・日・祝日は上記と異なります。

<主な職員の職務内容>

生 活 相 談 員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活援助を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

介 護 員

…ご契約者の日常生活上の介護並びに心身の健康維持のための相談
援助等を行ないます。

看 護 師

…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活
上の介護、介助等も行います。

管 理 栄 養 士

…ご契約者の栄養及び、食事の献立作成を行います。
1名の管理栄養士を配置しています。

機 能 訓 練 指 導 員

…ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置（非常勤）しています。

介 護 支 援 専 門 員

…ご契約者に係る個別サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医 師

…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置（非常勤）しています。

8 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対し提供するサービスにつきましては

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（利用契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割または8割）が介護保険から給付されます。

i <サービスの概要>

①食事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 食事は、出来る限り食堂を利用していただくようになっております。
(食事時間)

朝食：7:50～8:30 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

上記の時間を基本として利用者の体調に配慮して延長いたします。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行ないます。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促しながら、ご契約者の状況に合わせて身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または維持するための訓練を実施いたします。
- ・ 看護師が、ナーシングリハビリを随時実施いたします。

⑤健康管理

- ・ 医師や、看護師、介護員が連携しながらご契約者の健康管理を行います。

⑥その他自立への援助

- ・ 利用者がうるおいのある日常生活が送れるよう自立へ向けて離床の援助に努めます。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容、援助を行います。

⑦定例行事および全員参加するレクリエーション

(*) 主なレクリエーション行事予定

予定日		行事とその内容
1 月	1 日	お正月……おせち料理をいただき、新年を祝う。
2 月	3 日	節分……豆まきで厄はらいを行ない、お寿司をいただく。
3 月	3 日	ひな祭り…ひな祭りの行事食をいただき祝う。
	下旬	彼岸法要…お経をあげ、法要を行う。
4 月	上旬	お花見……お花見弁当で会食し、春を楽しむ。
5 月	中旬	運動会……戸外で体を動かし、心身ともにリフレッシュする。
6 月		
7 月	7 日	七夕……七夕飾りをし、七夕料理をいただく。
8 月		盆法要……お経をあげ、法要を行う。
9 月	中旬	敬老会……長寿を祝うと共に、世代間交流を図る。
	下旬	彼岸法要…お経をあげ、法要を行う。
10 月	中旬	みのりの秋祭り……地域交流を図り、家族と秋の 1 日を楽しむ。
11 月		もみじ祭り（かかし見物） 地元の祭りを見学し、紅葉を楽しむ。
12 月		年忘れパーティー…一年をふり返り、皆で演芸を楽しむ。

☆ 行事とその内容については、変更することがあります。

(*) クラブ活動

唱歌・華道・書道・傾聴

(ii) <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第10条参照)

下記の料金表によって、ご契約の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

サービス利用料金

<多床室の場合> 介護保険負担割合証1割の方

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1.要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	5,211 円	5,706 円	6,327 円	6,984 円	7,614 円	8,235 円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
4.居住費(水光熱費相当)	430 円						
5.居住費(室料相当)	485 円						
6.食費	1,445 円(令和8年8月から 1,545 円)						
7.自己負担合計額(3+4+5+6)	2,829 円	2,939 円	2,994 円	3,063 円	3,136 円	3,206 円	3,275 円

<多床室の場合> 介護保険負担割合証2割の方

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1.要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2.うち、介護保険から給付される金額	3,752 円	4,632 円	5,072 円	5,624 円	6,208 円	6,768 円	7,320 円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	938 円	1,158 円	1,268 円	1,406 円	1,552 円	1,692 円	1,830 円
4.居住費(水光熱費相当)	430 円						
5.居住費(室料相当)	485 円						
6.食費	1,445 円(令和8年8月から 1,545 円)						
7.自己負担合計額(3+4+5+6)	3,298 円	3,518 円	3,628 円	3,766 円	3,912 円	4,052 円	4,190 円

<多床室の場合> 介護保険負担割合証 3割の方

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1.要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,283 円	4,053 円	4,438 円	4,921 円	5,432 円	5,922 円	6,405 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,407 円	1,737 円	1,902 円	2,109 円	2,328 円	2,538 円	2,745 円
4. 居住費(水光熱費相当)	430 円						
5. 居住費(室料相当)	485 円						
6. 食 費	1,445 円（令和8年8月から 1,545 円）						
7. 自己負担合計額（3＋4＋5＋6）	3,767 円	4,097 円	4,262 円	4,469 円	4,688 円	4,898 円	5,105 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担いただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

<多床室の場合>

利用者負担第1段階 介護保険負担割合証 1割の方

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1. 要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	5,211 円	5,706 円	6,327 円	6,984 円	7,614 円	8,235 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
4. 居住費(水光熱費相当)	0 円						
5. 居住費(室料相当)	0 円						
6. 食 費	300 円						
7. 自己負担合計額（3＋4＋5＋6）	769 円	879 円	934 円	1,003 円	1,076 円	1,146 円	1,215 円

利用者負担第2段階 介護保険負担割合証1割の方

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1. 要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	5,211 円	5,706 円	6,327 円	6,984 円	7,614 円	8,235 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
4. 居住費(水光熱費相当)	430 円						
5. 居住費(室料相当)	0 円						
6. 食 費	600 円						
7. 自己負担合計額（3＋4＋5＋6）	1,499 円	1,609 円	1,664 円	1,733 円	1,806 円	1,876 円	1,945 円

利用者負担第3段階① 介護保険負担割合証1割の方 ※年金収入等80万円超120万円以下

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1. 要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	5,211 円	5,706 円	6,327 円	6,984 円	7,614 円	8,235 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
4. 居住費(水光熱費相当)	430 円						
5. 居住費(室料相当)	0 円						
6. 食 費	1,000 円（令和8年8月から1,030 円）						
7. 自己負担合計額（3＋4＋5＋6）	1,899 円	2,009 円	2,064 円	2,133 円	2,206 円	2,276 円	2,345 円

利用者負担第3段階② 介護保険負担割合証1割の方 ※年金収入等120万円超

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 度1	要介護 度2	要介護 度3	要介護 度4	要介護 度5
1. 要介護度別サービス利用料	4,690 円	5,790 円	6,340 円	7,030 円	7,760 円	8,460 円	9,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,221 円	5,211 円	5,706 円	6,327 円	6,984 円	7,614 円	8,235 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	469 円	579 円	634 円	703 円	776 円	846 円	915 円
4. 居住費(水光熱費相当)	430 円（令和8年8月から530 円）						
5. 居住費(室料相当)	0 円						
6. 食 費	1,300 円（令和8年8月から1,360 円）						
7. 自己負担合計額（3＋4＋5＋6）	2,199 円	2,309 円	2,364 円	2,433 円	2,506 円	2,576 円	2,645 円

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ☆ 介護送迎加算は、片道につき1,840 円（うち、自己負担額184 円）になります。
- ☆ 上記の表の要介護度別サービス利用料金には、サービス提供体制加算Ⅱ180 円、夜勤職員配置加算Ⅰ130 円が含まれています。（要支援の方はサービス提供体制加算Ⅱのみ）
- ☆ 介護職員等処遇改善加算について、それぞれの介護度に応じた加算額（別紙1）をご負担いただきます。
- ☆ 介護現場全体の効率化と質向上を促進し、職員の働きやすさと利用者の安全・尊厳を両立させることの目的から生産性向上推進体制加算Ⅱとして月10 円のご負担をいただきます。
- ☆ エリア外（運営規則に定められた地域外）の送迎については、上記の加算額に加えて下記のエリア外の実費をご負担していただくことになります。

（1回あたり）

15 km以下	無料
15 km以上30 km未満	150 円
以後15 kmを超える毎	150 円増

※燃料費の変動により金額の変更の場合があります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

○各サービス共通

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、前記８（１）（ii）のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」全額（自己負担額ではありません。また、加算分は含まれます。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

③契約者が使用する居室料

ご契約者のご利用いただく居室を提供します。

利用料金：居室に係る利用料金は、以下のとおりとします。（１日あたり）

居室別料金表

居室別	居住費(水光熱費相当)	居住費(室料相当)
多床室	430 円	485 円

④契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金： １食あたりの単価 ＜朝食 295 円 昼食 605 円 夕食 545 円＞ ３食で 1,445 円
実食分をご負担いただきます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金： 無料

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

又、個人用テレビを利用される方には、持ち込み、園よりの貸出しにかかわらずテレビ設置料を、一日あたり、２０円のご負担をいただきます。

⑦理髪

[理髪・美容サービス]

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）、美容サービス（ヘアーセット）をご利用いただけます。

利用料金： １回あたり 実費

（３）利用料金のお支払方法（契約書第８条参照）

前期（１）（２）の料金・費用はサービス利用終了時毎に、その都度お支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の５０％
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の５０％もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に呈示して協議します。

（５）サービス利用中の医療の提供について

緊急に医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	主な診療科
相生市民病院	相生市栄町５番１２号	内科・外科・呼吸器科 放射線科
魚橋病院	相生市若狭野町若狭野 235	内科・精神科

9 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以降も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第22条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません。）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用を傷つけ、又は著しい不信好意を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者にはご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

10 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携の上、ご契約者やご家族から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに契約者の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。
ただし、コピー代は、実費をいただくことがあります。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族・主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

1 1 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・電化製品（施設が認めたものを除く）
- ・ペット
- ・家具類（施設が認めたものを除く）
- ・日常生活用品以外の刃物
- ・その他、危険を及ぼす可能性のあるもの

(2) 面会

面会時間 平日、9：30～11：30 13：30～16：30 間、一家族1日5名まで30分間。日祝については、事前予約をお願いします。

来訪者は、必ずその都度、面会簿にご記入ください。なお、来訪される場合、なま物等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- 故意に、または注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることがあります。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行ないます。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(4) 喫煙

施設の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 2 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 3 損害賠償について（契約書第 1 5 条、第 1 6 条参照）

- （１） 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- （２） 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1 4．非常災害対策について

施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

災害時の対応	自動火災通報装置及び館内放送で早急にお知らせします。
防災設備	消火器、スプリンクラー装置、非常電話、自動火災通報設備 消火栓、排煙窓、防火扉、誘導灯
防災訓練	年 3 回実施
防火管理者	端山 博昭

15 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 〔氏名〕 武藤 亮
 〔職名〕 生活相談員
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（土・日・祝休み）
 8：30～17：15
- 苦情解決責任者 〔氏名〕 立花 裕子
 〔職名〕 園長

（2）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号 TEL（078）332-5617 FAX（078）332-5650 受付時間 9：00～17：15（月～金）
相生市役所 長寿福祉室	相生市旭1丁目6-28 TEL（0791）22-7124 FAX（0791）23-4596 受付時間 8：30～17：15（月～金）
運営適性化委員会 （兵庫県社会福祉協議会内）	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター3F TEL（078）242-6868 FAX（078）242-0297 受付時間 10：00～16：00（月～金）
第三者委員 （相生市社会福祉事業団本部内）	相生市矢野町真広397-1 TEL（0791）29-1208 FAX（0791）29-1209 受付時間 8：30～17：15（月～金）

椿の園利用 重要事項説明同意書

(短期入所生活介護サービス)

(介護予防短期入所生活介護サービス)

令和 年 月 日 時 ～ 時

指定介護老人福祉施設椿の園での短期生活介護サービスの提供に際し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行ないました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 椿の園
説明者職名 氏名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所
氏名 印

契約者（利用者）の家族

住所
氏名
(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者

住所
氏名 印
(契約者との関係)

立会人

住所
氏名 印
(契約者との続柄もしくは関係)